

## 令和6年度倉吉市上神地内倉庫産業廃棄物処理業務委託仕様書

- 1 委託業務の名称  
令和6年度倉吉市上神地内倉庫産業廃棄物処理業務委託
- 2 委託業務の場所（廃棄物の収集場所）  
倉吉市上神地内倉庫（別紙位置図参照）
- 3 業務期間  
契約締結日から令和6年11月30日まで
- 4 委託業務の内容  
本業務の受注者は、倉吉市上神地内倉庫内の産業廃棄物を収集運搬し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づいて適切に処分する。
- 5 廃棄物の種類及び予定数量

廃棄物の種類	予定数量
産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、又はそれらの混合物等）	67立法メートル

- 6 収集運搬及び処分の方法  
収集運搬及び処分に関する業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、適正に履行しなければならない。
- 7 その他
  - (1) この委託業務に係る契約は、処理を行う廃棄物1立方メートル当たりの「単価」を定める単価契約を予定している。収集運搬費、積込費、処分費等、委託業務に要する一切の経費を「単価」に含めること。
  - (2) 数量は予定数量である。処理する廃棄物の実績数量が予定数量と異なった場合においても、契約した単価の変更は行わない。ただし、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。業務期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときはこの限りでない。
  - (3) 受注者は、この委託業務の契約締結前に、産業廃棄物の最終処分先の許可番号、事業場の名称、所在地、処分方法及び施設の処理能力を発注者に報告すること。
  - (4) 家電リサイクル法により処分が定められている品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）は除く。
  - (5) 液体物、トナー、水銀使用製品（蛍光灯、水銀灯、乾電池等）、廃油扱いの物、有害物質等は除く。
  - (6) その他疑義が生じたときは、その都度発注者及び受注者双方が協議を行う。